

機関番号：34305

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20510256

研究課題名(和文)

ジェンダー論とシティズンシップ論の実践的架橋を求めて：変容する親密圏を手がかりに

研究課題名(英文)

Searching for the bridge between gender and citizenship

研究代表者

澤 敬子 (KEIKO SAWA)

京都女子大学・現代社会学部・准教授

研究者番号：60340444

研究成果の概要(和文)：本共同研究では、シティズンシップ論とジェンダー論の関わりを、親密圏を手がかりに検討を試み、特に、ジェンダーに関する権利を実現する過程に注目し行った。これにより、ジェンダーに関する権利の実現過程における、ケア、サポート、エンパワメントが行われるためには、「重層的親密圏」(三輪)とも「社会的親密圏」(南野)とも呼びうる、ケア・サポート・エンパワメントを中心とした関係を維持できる関係性が、従来の親密圏と異なりながらも重なり合うものとして構想される必要があることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：This project studies on the relationship between citizenship and gender by highlighting the process of realizing the rights on gender. In this study, with some fieldworks and interviews, it is observed that the relationship of care, support and empowerment needs to be provided with a sort of multi-layered way of intimate sphere, or rather social way of it, not restricted to the traditional way, which overlaps and reinforces this horizontal relationship (of support).

交付決定額

(金額単位：円)

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 2008年度 | 1,400,000 | 420,000 | 1,820,000 |
| 2009年度 | 1,200,000 | 360,000 | 1,560,000 |
| 2010年度 | 800,000 | 240,000 | 1,040,000 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 総計 | 3,400,000 | 1,020,000 | 4,420,000 |

研究分野：複合新領域

科研費の分科・細目：ジェンダー・ジェンダー

キーワード：法・政治、シティズンシップ

1. 研究開始当初の背景

急速にグローバル化する世界の中で、国民・国家・市民の意味変容という現実の中で、シティズンシップという概念も急速な変化の過程にあり、また、親密圏についての議論も、その意味の溶解と国家的再編の渦中にある。シティズンシ

ップは、その歴史的な過程において、リベラル・シティズンシップにおいてはその議論から親密圏を排除し、リパブリカンにおいては、そのシティズンシップのあり方を強化しようとするものとして親密圏を制度化してきた。フェミニズムによりシティズンシップの歴史ならびに「家族」の持つ政治性が指摘されて久しいにもかかわらず、従来の議論は公

共圏におけるシティズンシップに集中しがちであった。

しかし、親密圏は日々の生活と直接に関わるため、そこにおける権利は、当事者にとっては生きることそのものに関わる。そこはあらゆる関係—夫や親子他の法的な家族関係、親族、愛情、性愛、ケア、パートナーシップ、経済的な関係、血縁、友愛、契約、相続などが常に重層的に、しかもそれぞれの関係の未来をも内に含んだ状態で重なりあう場であり、そこでの権利の実現は、たとえいかに重要で生存の基盤と関わりうるようなものであるとしても、当事者の立場の脆弱さによっては簡単に他の何かと引き換えにされてしまう。しかもそれは、多くは当事者の自己決定という形で行われる。

また、親密圏のあり方は、時の経済や社会保障、人口・家族政策によって次々と大きな変更を余儀なくされる一方、親密圏に関する文化、特にジェンダーに関わるものは、たとえ生命に関わるものであろうと容易に変化しないことが多く、また、ジェンダーに関わる特定の文化伝達の場となる。

このように親密圏は、社会を、そしてそこでの権利の在り方を基礎づける根源的な場であるにもかかわらず、一方そこでの権利は「権利」としては語られていない。たとえば自らの身体に関わる希望でさえ、「権利」として語られた時点で、いまだ、換金可能なものまたは交渉の資源とされてしまうか、関係破壊的な意図を持つとされコミュニケーションを切られてしまう可能性があるために、必要な権利であっても語られないことが多い。このような中で、ジェンダーに関わる権利の実現にとって必要なものはいったい何なのであろうか。

このような親密圏におけるジェンダーに関する権利の状況を考えたとき、歴史的に規範的な概念をも含むシティズンシップ概念が持ちうる射程は、ジェンダー論にとって興味深いものでありうると考えたのである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、シティズンシップ論の射程からジェンダー論を検討することであり、ジェンダー論のシティズンシップ論への適用可能性とその限界を探ることを全体的な構想としている。但し、その際、従来の議論よりも、より実証的な観点を取り入れ、まず親密圏におけるジェンダーの権利の状況を特に検討し、これをシティズンシップの議論といかに関わりうるか、というアプローチで、二つの重なり合いの部分について何らかの貢献ができることを企図している。

3. 研究の方法

研究の方法としては、当初の計画に基づき

つつも適宜変更を加えながら、以下の方法で行った。(1) 共同研究者間のシティズンシップ論への共通理解を深めるため、研究者らが現在扱っているシティズンシップ概念／論の報告を行う。それとともに、中心的に検討するシティズンシップ論の領域を決める。

(2) 一方、ジェンダー論については、2008年度後半の検討を経て、研究の手がかりとして特に注目する課題として次第に焦点化されてきたのが、「ジェンダーをめぐる権利の実現過程」であった。以降、これに焦点を合わせ、権利実現の過程において何がどのように欠落しているのか・いないのかを検討することとした。また、それがシティズンシップ(のあり方)と、どのように関わるのかを考えると、二段構えの方法を取ることとした。

4. 研究成果

中心となった報告・論文に触れながら成果をまとめる。

(1) シティズンシップと国籍のずれが指摘されてから久しいが、その理由は、①出生に対して居住性の優位、②先住民の法の承認に見られるような、人権とシティズンシップとの区別の曖昧さ、③テクノロジーの進展により、国家との関係からシティズンシップを規定できなくなったこと、④伝統的シティズンシップの機能であった公私の分離の不可能性の指摘、⑤集团的権利、文化的権利が個人的権利への興味に代わってきたこと、と総括されてきたが、(G. デランティ、2004)、本研究においても、南野がまさに④の指摘を行う報告を行っている。(南野、“Same Sex Marriage and its Implication on Citizenship from a Socio-legal Perspective”、『ジェンダーとシティズンシップをめぐる法・権利・支援—親密圏を中心に—』2010年、)

南野は、米国において同性結婚が、「結婚する権利」として、シティズンシップの一部として主張されていることに注目する。この主張には、米国では人種差別の歴史から、結婚する権利が「白人男性」の特権であったという歴史的な理由もあるが、結婚する権利とは、「プライバシーまたは私的な関係を公的に認められ保護される権利を持つ市民としての資格」を認められることであり、平等と法の平等な保護を求める主張として考えれば納得がいく。

南野は、これらを確認したうえで、結婚や家族が生産と再生産の制度として編成された近代工業社会とは異なり、現代社会の主要な関係は水平的なケア関係へと移行しているとし、「性による差別を受けることなく公的にケア関係を認められる権利」として、シティズンシップを水平の関係へと再構築す

る必要性を示唆する。本研究では、南野のこの議論を手がかりに、リベラル・シティズンシップ批判を中心に、ジェンダー論、親密圏との関わりを検討することとしたが、特に以下の視点を中心に進めた。

(2)「ジェンダーをめぐる権利の実現過程」についてである。これについては、まず、手嶋が「カナダにおける性暴力被害者支援」(『ジェンダーとシティズンシップをめぐる法・権利・支援—親密圏を中心に—』、29—38頁)で、医療機関を中心として、警察やカウンセラー、福祉機関などが連携した対応サービスを提供しているカナダのバンクーバー市の事例を取り上げ、そこでの支援の手法とその背景にある考え方を探ることで、被害者支援のあり方についての可能性を探っている。

そこでは、性暴力の原因をジェンダー間の不平等という社会的要因にあると考え、これに基づきそのケアについてもフェミニスト的の原則をとっている。その原則とは、「①ケアの目的は患者にコントロール(control)を取り戻してもらうこと、そのために、②提供するケアに関して選択肢(choice)を提供すること、③患者から真のインフォームド・コンセント(consent)を得ること、④スタッフは守秘義務(confidentiality)を遵守すること」であり、そこにおける支援の原則を、手嶋は、当事者の声を聴く、エンパワメント、被支援者に対するポジティブな見方、支援者の権威性の認識、の四点にまとめている。

「エンパワメント」は、①自分の欲求や願いを実現する力を自分で感じられるようになること、②社会的資源にアクセスできる力を持つこと、③自分の選んだやり方で自分自身を表現できること(voice)、④他人を代表する責任を負う力を持つこと、である。エンパワメントについて、もっとも印象的なのは、インフォームド・コンセントについて、時間において何度も確認し、しかも身体的なサインも含めてその意を読み取り、「患者の「気が変わる権利」」を徹底的に尊重した当事者主義をとっていることである。

(3)2009年の法社会学会においては、本共同研究の発表のためのミニシンポジウムを組み、手嶋と三輪が発表を行った。

三輪報告「権利理解を『義務を果たす主体(duty-holders)』への働きかけにつなぐ～インドのNGOの実践から～」は、インドでの調査をもとに、インドの農村のNGOによる農村女性に対する「権利理解」の試みが、いかにして「権利実現」へとつながるものとなっていくかについて検討したものである。三輪は、地元由来のNGOが、「開発における権利アプローチ(Rights-Based Approach to Development: RBA)」を取り、女性が抱える共通の問題である、健康の問題へと働きかけ、

女性たちに対して、「自分の身体は自分のもの」であること、自分が一人ではないこと、集団となって状況を変えうる可能性あること、をいわゆるコンシャスネス・レイジングの手法で伝えていく様子を報告する。これにより、女性たちの権利は、「知識としての権利」にとどまらず、「経験としての権利」となり、彼女らは、日々の生活の中で、様々な抵抗や働きかけによって、権利を獲得する試みを行う。そして、権利を主体的に身につけた女性たちが、その後いかに変わりうるかについて、インタビューやアンケート調査によって明らかにする。

この報告によって分かるのは、字面の「権利」ではなく、「義務を果たす主体」に働きかけることを射程に入れた権利理解の重要性であり、その持つ可能性である。また、権利を理解・経験し日常の生活においてこれを獲得しようとする女性たちの粘り強い働きかけであり、これを補強する資源としての、「(NGOワーカーとしての)収入」と「(ワーカーとして働いていることに対する)村での評価」の必要性である。そして、このインドのNGOが行っているような、権利理解へのサポートが持つ意義の大きさである。

そのうえで三輪は、「やさしさ」「思いやり」に収斂されてしまいがちな日本における「権利」や「人権」のあり方について指摘し、個人の日常レベルの課題にひきつけた権利理解の重要性と、「自分を大切にすること」の核としての「自分の身体を守ること」の重要性を指摘する。

(4)同じく手嶋の学会報告は、DV防止法下の支援についてであるが「DV防止法下における被害者支援」、この報告は、DV被害者の一時保護および自立支援に関する自治体の施策を取り上げ、自治体間格差を生み出している要因を析出し、DV防止法下における被害者支援の問題点を明らかにしようとした取組みである。報告において、手嶋は、自治体のDV関連部署の担当者、民間シェルターのスタッフ、DV防止法に基づく支援の利用経験のあるDV被害者に対して重ねてきたインタビュー調査をもとに、言動のみならず感情までも加害者にコントロールされる、自己決定の徹底的な剥奪であるDVに対する支援が、いかなるものであるか、あるべきか、について考察を行っている。そのなかで、DV被害者への支援が持つ意義を、多面的に検討したうえで、手嶋は、もちろん支援は当事者の自己決定を尊重するものでなければならないが、その支援が自治体ごとに大きく異なる幅のあるもの、いわゆる「恩恵」でなく、一定のもの—ある種の「権利」のような—として利用できるものであることが、DV被害者の不安定な立場を僅かなりとも安定に向かわせ、被害者の自己実現を取り戻

すことに貢献するのではないかと指摘する。

(5) 手嶋、三輪、両報告が示唆するのは、権利が実現可能性を持つものであるためには、「権利がある」ということ以外に、さまざまなレベルにおける多様なサポートが必要である、ということである。インドの女性は、自分の身体の安全や健康について、そこに権利が存在することを理解し、これを守る主体である自らを大切に、農村の家庭の中での抵抗と戦略、そして村での働きかけによってこの権利を実現しようとした。性暴力被害者支援の「エンパワメント」は、まさに、このインドのNGOの取り組みと通底し、DVの被害者支援に求められる支援が、「恩恵」ではなく一定の権利として感じられるものであるべきなのも、このような権利の実現可能性と関わる。

もちろん、被害者支援と、権利理解、権利実現の支援は、異なる。しかし、いずれもジェンダー差別に基づくものであり、そこでの権利を理解し実現しようとするには、自らがジェンダーによる差別を受けた、または受けている存在であることを認識し直視できることがまず重要である。ジェンダー差別は構造的な差別であり、ジェンダー意識は権利者自身によっても内面化されている。このような被差別者本人にさえ内面化されてしまっている構造的差別に関わる権利は、その実現のために、インドのNGOのような重層的親密圏(三輪)または社会的親密圏(南野)の仕組みが必要なのである。

(6) なお、2009年5月の学会報告に先立ち、南野、澤は、オーストラリアの人権委員会(Australian Human Rights Commission)の聞きとりを行い、また、澤は、2009年6月にスペインのオンブズマン制度(護民官)とそのDV対応についての聞き取り調査を行っている。これらの聞き取りは、ともに、権利の実現過程における国家機関によるサポートの可能性とその実効性を知るためのものである。また、2010年2月には、柿本が、フランスのDVについて聞き取り調査を行い、きわめて詳細な報告を行っている。

(7) 翌2010年5月の法社会学会では、再度ミニシンポジウムを企画し、手嶋がコーディネータ兼報告者となり、「親密圏への法的介入—DVから考える」という共通テーマのもと、手嶋が、「家族法における離婚婚姻観—DVによる離婚事例から」、毛利が「親密圏への法的介入—ルールマン派システム論からDV法を見る」という報告を行っている。手嶋報告(「判例に現れた現行民法の婚姻の理念と婚姻観—DVの視点から」、『ジェンダーとシティズンシップをめぐる法・権利・支援—親密圏を中心に—』)、男女の婚姻カップルという法的関係において、従来、暴力は裁判によりどのように扱われてきたのか、とい

う問題を、戦後において夫婦間の暴力が問題となった離婚裁判の事例分析によって捉えようとしたものである。非常に印象的なことは、夫の暴力は、単独で離婚原因と認められることは困難であり、常に妻の言動と対比され「喧嘩両成敗」的に扱われてきた、ということである。たとえば、夫の暴力と比較されるのは、妻が家事を十分にこなしていないこと、夫の性的要求に応じないこと、夫の意に従わないことであり、ここでは、暴力と妻役割の遂行とが対比され、妻の言動が暴力の正当化理由とされている。このような発想の下で、判例一人々の日常を規定する婚姻関係に関する法の構築—が積み重ねられ続けてきたのである。

(8) 以上の報告を重ねることで、「ジェンダーをめぐる権利の実現過程」について、一つの方向が見えてきた。それは、ジェンダーに関する権利を実現する過程に注目するシティズンシップである。本共同研究で扱われてきたケア、サポート、エンパワメントは、徹底的に水平的な関係として構想され、そして、そのようなサポートを受けること自体が、ある種の「あるべきもの」、として構想されている。そして、これらは、内面化された構造的差別としてのジェンダー差別へのサポートとして、権利の実現にとって不可欠なものとして考えられる。そして多くの場合、そのためには、「重層的親密圏」(三輪)とも「社会的親密圏」(南野)とも呼びうるケア・サポート・エンパワメントを中心とした関係性が、従来の親密圏に重なり合うものとして構想される必要がある。ジェンダーについての権利の実現の周辺に、「権利を実現するために必要な、限りなく権利に近く基本的で不可欠なサポートが保障されるための関係性の構築がなされるべき領域」が存在していることが明らかにされた。このような領域は、シティズンシップと言うよりは人権として議論されているものに近く、無理にリベラル・シティズンシップの議論とも相容れない。しかし、日々の生活においては、基本的・根源的なものであり、生きることの基本に位置するものであり、より十分な配慮が求められるのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

手嶋昭子 「DV被害者支援における自治体間格差—法政策と実施のギャップの一例として」『法社会学』、有、72号、2010年、125-142頁。

内藤葉子 「グローバル市民社会の展望 —人

権と正戦の関係をめぐってー』『現代社会研究』、無、2009年、12号、160-180頁。

〔学会発表〕(計4件)

毛利康利 「親密圏への法的介入ールールマン派システム論からDVを見る」(ミニシンポジウム「親密圏への法的介入ーDVから考える」)日本法社会学会学術大会、2010年5月8日、同志社大学。

手嶋昭子 「家族法における離婚婚姻観ーDVによる離婚事例から」(ミニシンポジウム「親密圏への法的介入ーDVから考える」)日本法社会学会学術大会、2010年5月8日、同志社大学。

手嶋昭子 「DV防止法下における被害者支援」(ミニシンポジウム「ジェンダーから見た法実践」)、日本法社会学会学術大会、2009年5月9日、明治大学。

三輪敦子 「権利理解を『義務を果たす主体(duty-holders)』への働きかけにつなぐーインドのNGOの実践からー」(ミニシンポジウム「ジェンダーから見た法実践」)、日本法社会学会学術大会、2009年5月9日、明治大学。

〔図書〕(計1件)

澤敬子、南野佳代、手嶋昭子他
科学研究費補助金(基盤研究C)「ジェンダー論とシティズンシップ論の実践的架橋を求めて:変容する親密圏を手がかりに」研究成果中間報告書
『ジェンダーとシティズンシップをめぐる法・権利・支援ー親密圏を中心にー』2010年、190頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

澤敬子 (KEIKO SAWA)
京都女子大学・現代社会学部・准教授
研究者番号: 60340444

(2) 研究分担者

南野佳代 (KAYO MINAMINO)
京都女子大学・現代社会学部・准教授
研究者番号: 60329935

(3) 連携研究者

毛利康俊 (YASUTOSHI MORI)
西南学院大学・法学部・教授
研究者番号: 20341373

手嶋昭子 (AKIKO TEJIMA)
京都女子大学・現代社会学部・非常勤講師
研究者番号: 30202188

三輪敦子 (ATSUKO MIWA)
(財)世界人権問題研究センター・研究第一部・専任研究員
研究者番号: 90414119

内藤葉子 (YOKO NAITO)
近畿大学・経営学部・非常勤講師
研究者番号: 70440998

岡野八代 (YAYO OKANO)
同志社大学・グローバル研究科・教授
研究者番号: 70319482

藤本亮 (AKIRA HAJIMOTO)
静岡大学・法務研究科・教授
研究者番号: 80300474

遠藤美奈 (MINA ENDOU)
西南学院大学・法学部・教授
研究者番号: 40319786